

## 1. 政策名

金融分野における個人情報の保護

## 2. 政策の目標

(目標)

金融分野における個人情報保護等について金融審議会にて検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施する。

(業績指標)

金融分野における個人情報保護等の制度整備等の実施状況

(説明)

個人情報一般の保護については、よりよい IT 社会を実現し、国民が安心して IT 社会の便益が受けられるようにするための制度的基盤の一つとして、個人情報の適正な取扱いのルールを定め、個人情報の保護のための仕組みを整備することを目的とする「個人情報の保護に関する法律案」(以下「基本法案」という。)が平成 13 年 3 月に第 151 回国会に提出され、第 154 回国会(平成 14 年 1 月 21 日～平成 14 年 7 月 31 日)において継続審議とされました。その後、第 155 回国会(平成 14 年 10 月 18 日～平成 14 年 12 月 13 日)の会期末をもって基本法案は廃案とされ、基本法案の政府原案に所要の修正を加えた法案が、次期国会に再提出されることになっています。

基本法案においては、保護の必要性の高い分野については「保護のため格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」とこととされています。

金融分野における個人情報は、

金融取引に伴い収集・発生する個人情報は私生活をトータルにカバーしており、リテールビジネス全般にとってマーケティング目的での利用価値があること、  
一定の金融取引では、個人情報の活用が適正な契約の締結に不可欠となっており、個人情報の提供が契約締結の条件として事実上強制されていること、  
金融機関等は、その業務の性格上、業務遂行の過程で個人情報を継続的に知り得る立場にあるが、契約の安全・確実な履行という第一義的な利用目的以外にこれを多目的に活用し得る余地があること、  
特定個人の金融取引に関する個人情報を複数の事業者が持ち寄り加工処理することにより、その精度が高まり情報自体の経済的価値が向上する一方で、漏洩等の不

正な取扱いの発生による社会的影響が増大すること、から、保護の重要性が大きいと考えられます。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、今後の金融分野の個人情報保護のあり方について、個人情報保護の基本的な枠組みを規定する基本法案の国会での審議状況を注視しつつ検討を進め、その審議結果を踏まえ、必要な諸施策を実施することとしています。

### **3．現状分析及び外部要因**

金融分野を含む個人情報一般の保護に関しては、基本法案が平成13年3月に第151回国会に提出されており、国会において集中的に審議が行われたものの、第154回国会において継続審議とされました。その後、第155回国会の会期末をもって基本法案は廃案とされ、基本法案の政府原案に所要の修正を加えた法案が、次期国会に再提出されることになっています。

平成12事務年度においては、基本法案の国会提出を踏まえ、金融審議会特別部会を平成13年3月28日以降5回にわたって開催し、主要検討分野についての論点整理を行いました。

### **4．事務運営についての報告及び評価**

#### **(1) 事務運営についての報告**

平成13事務年度においては、金融審議会特別部会において引き続き議論を行い、また海外現地調査を行うなど、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ検討を行いました。

#### **(海外現地調査の実施状況)**

期 間：平成13年7月11日～22日

訪問国：アメリカ、イギリス、フランス

#### **(金融審議会特別部会の開催状況)**

開催日：平成13年10月5日(第6回)

議 題：金融分野における個人情報保護に係る海外現地調査報告

## (2) 評価

前述(1)のとおり、13事務年度においては、前事務年度に引き続き金融審議会特別部会において議論を行い、また海外現地調査を行うなど、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ検討を行いました。なお、基本法案は第155回国会の会期末をもって廃案とされ、基本法案の政府原案に所要の修正を加えた法案が、次期国会に再提出されることになっています。

金融分野における個人情報の保護に関する制度整備等については、基本法案の国会での審議状況を勘案しつつ検討する必要がある、現時点においてその成果の発現が予定されているものではありません。

## 5. 今後の課題

金融分野における個人情報の保護に関しては、今後、業態を問わず、個人と金融仲介機関との関わりにおいて、個人情報の取扱いが重要な論点になるものと考えられます。従って、基本法案の審議状況を勘案しつつ、金融分野における個人情報の取扱いについて、引き続き検討していくことが必要です。

## 6. 当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、現時点においては成果の発現は予定されていませんが、13事務年度においては、国会における基本法案の審議状況を注視しつつ、金融審議会特別部会における議論や海外現地調査の実施など政策の達成に向け検討を行っており、今後も基本法案の審議状況を勘案しながら検討を進めてまいります。

## 7. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 8. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

[使用資料等]

- ・ 金融審議会の開催実績

## 9. 担当部局

総務企画局企画課